

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成20年12月25日京都市条例第20号）（総務局総務部文書課）

平成19年5月23日に公布された統計法の施行及び統計報告調整法の廃止に伴い、京都市個人情報保護条例第56条第1項において引用している統計法の条項等が変更されるため、規定を整備することとしました。

この条例は、統計法（平成19年法律第53号）の施行の日である平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第20号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第56条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
- (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報

附 則

この条例は、統計法（平成19年法律第53号）の施行の日から施行する。  
（総務局総務部文書課）